

教員の手当一覧

| | |
|-------------------------|--|
| 給料の調整額 | 特殊学級担当教員及び特殊教育諸学校の教員が対象 |
| 教職調整額 | 校長、教頭を除く教員が対象（給料の4%） |
| 義務教育等 教員特別手当 (新設) | 教育職給料表(二)、(三)適用者の教育職員が対象（定額） |
| 教員特殊業務手当 | <p>非常災害時等の緊急業務(児童生徒の保護又は防災・復旧業務) 3,200円(支給要件: 8時間程度)</p> <p>　　〃　　(　〃　救急業務) 3,000円(　〃　:　〃　)</p> <p>　　〃　　(　〃　補導業務) 3,000円(　〃　:　〃　)</p> <p>修学旅行等指導業務 1,700円(　〃　:　〃　)</p> <p>対外運動競技等引率指導業務 1,700円(　〃　:　〃　)</p> <p>部活動指導業務(新設) 1,200円(　〃　: 4時間程度)</p> <p>入学試験業務 900円(　〃　: 8時間程度)</p> <p>※ 甚大災害時においては、非常災害時等の緊急業務(児童生徒の保護又は防災・復旧業務)に従事した場合の2倍の額(6,400円)を支給</p> |
| 多学年学級担当手当 | 2個学年で編制されている学級の担当教員が対象（日額290円） |
| 教育業務連絡指導手当 (新設) | いわゆる主任手当（日額200円） |
| 管理職手当 (引き上げ) | 支給率 校長16%（一部）、14%（大規模校）、12%， 教頭12%（大規模校）、10%，部主事8% |
| 管理職員特別勤務手当 | 休日等に勤務した校長・教頭・部主事が対象(3種 8,000円, 4種 6,000円, 5種 4,000円) |
| へき地手当 | 支給率 級の別に応じて25%を超えない範囲内 |

の網掛けは、人材確保法による手当。

(人材確保法による給与改善により、義務教育等教員特別手当、教育業務連絡指導手当、部活動指導業務手当は新設。管理職手当は支給割合の引き上げ。)